

岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番12号
(公社) 岐阜県都市整備協会内
関市平賀第一土地区画整理組合
事務局 宮木・廣岡
電話 058-274-0080

関市平賀第一土地区画整理組合

新緑の候、組合員の皆様におかれましては、当組合の事業推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合は設立から10年が経過し、保留地の販売の早期完売に向け事業が円滑に進むよう、今後もより一層取り組んで参りますので、宜しくお願いいたします。

topic 1 宅地（保留地）の販売について

当組合は、宅地（保留地）を引き続き販売しております。事業地内の住宅建築も進んでおり、ますます賑わいを感じられるようになりました。

早期の完売の為にも組合員の皆様のご協力が必要となります。お知り合いの方で土地をお探しの方がみえましたら、ぜひご紹介いただけると幸いです。

■ 販売状況について

- 販売区画数 38区画 / 72区画
- 販売金額 488,034,944円 / 752,500,000円
- 販売面積 10,804㎡ / 17,102㎡
- 進捗率 64%

令和5年4月末時点 ※事業計画ベース

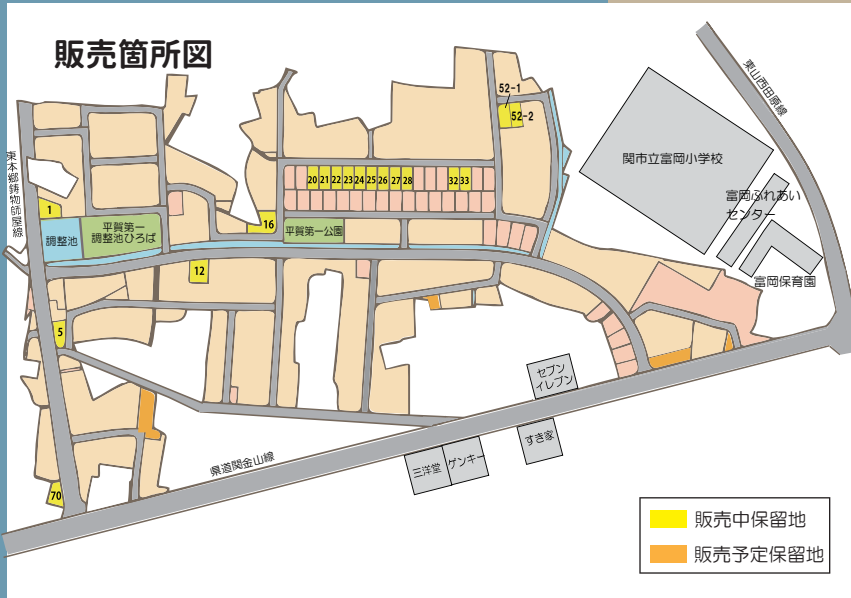
■ 販売促進事業について

関市内で建築をお考えの皆様を対象に「HIRAGA 住宅フェア」を開催します。

当日は、建築業者様4社による建築プランのご提案、関市移住定住促進事業についてもご説明をさせていただきます。

子ども様向けイベントも行いますので、お知り合いの方でご検討されている方がみえましたら、ご紹介ください。

販売箇所図



開催日時 令和5年7月9日(日)
午前10時、午後1時、午後3時
(各1時間程度)
開催場所 富岡ふれあいセンター

※各時間20世帯程度にて開催
※参加希望者様は、QRコードもしくは事務局
にご連絡ください。

ご不明な点がございましたら、
お気軽に事務局までご連絡ください。



topic 2 第26回総会のご報告

第26回総会を開催しました。

当日は、来賓として関市議会議員 渡辺 英人様、酒向 薫様にご出席いただきました。

組合員の皆様には、お忙しい中、ご出席及び委任状をご提出いただき、誠に有難うございました。

提出された議案については、原案どおり議決されました。



栗山理事長あいさつ

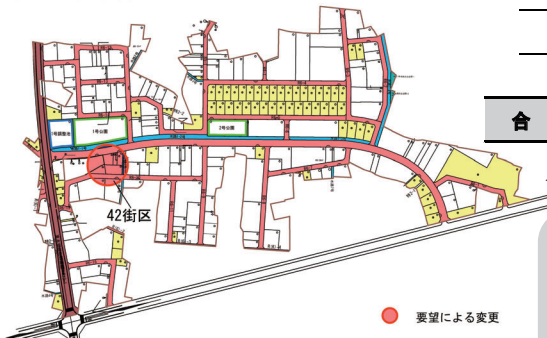


関市議会議員 渡辺英人様あいさつ



議決状況

仮換地・保留地変更箇所図



◀ 仮換地及び保留地変更について

仮換地所有者様の要望により仮換地を変更し、保留地は仮換地と保留地を併せて販売できるよう位置、形状を確保しました。

変更前 仮換地：635㎡ 保留地 153㎡
 変更後 仮換地：669㎡ 保留地 118㎡

infomation

- 開催日時 令和5年3月20日(月)午後7時より
- 開催場所 平賀公民センター
- 出席者 組合員総数 78名
 出席者 55名
 (内委任状提出者 37名)
- 議案 議案第1号
 令和5年度事業費収入支出予算について
 議案第2号
 仮換地及び保留地変更について

令和5年度事業費収入支出予算

収入金		支出金	
項目	予算金額	項目	予算金額
借入金	20,890千円	工事費	10,000千円
補助金	15,000千円	補償費	0千円
保留地処分金	130,000千円	調査設計費	11,000千円
雑収入	110千円	負担金	0千円
清算金	0千円	会議費	180千円
繰越金	0千円	事務所費	10,650千円
		償還費	81,000千円
		管理費	0千円
		雑支出	205千円
		清算金	0千円
		予備費	52,965千円
合計	166,000千円	合計	166,000円

topic 3 組合員の皆様へお願い

ご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。

■土地の管理について

当地区が良好な住環境の美しいまちとなりますよう、皆様の土地については、各自にて除草など土地の管理をしていただきますようご協力をお願いします。
 やむを得ず、除草作業が必要と判断した場合は組合で作業を行う場合がございます。
 なお、後日作業に掛かった費用をご請求させていただきます。

※除草作業が難しい方は事前に事務局までご相談ください。

■土地の売買について

早期の事業完成に向け、宅地(保留地)販売中においては、可能な限り土地の売買をお控えいただきますようご理解、ご協力をお願いします。

■各種届出について

■土地所有権移転の届出
 土地所有権を移転(売買、相続、贈与等)された場合は、新旧両所有者連名の上、組合事務局に届け出てください。

■各種証明書の発行
 仮換地証明・底地証明等の各種証明書は、有料にて組合事務局で発行しております。

※仮換地指定がされると、法務局備え付け図面と現況が一致なくなるため、従前と仮換地の関係を証明するものです。

■建築行為等の届出
 当地区内において、次の行為を行う場合は、許可申請が必要となります。組合事務局までご連絡・ご相談ください。
 建築物及び工作物の新築・増築・改築・土地の形質の変更、移動の容易でない物件の設置、たい積を行う場合(土地区画整理法76条第1項)